

3 水漁第 1966 号
令和 4 年 3 月 23 日

岩手県水産主務部長 殿

水産庁漁政部水産経営課長

令和 4 年福島県沖を震源とする地震による被害漁業者等に対する
資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について（依頼）

この度の福島県沖を震源とする地震により被害を受けた漁業者等に対する資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等の依頼を、別紙のとおり関係団体等に対し行ったところです。

つきましては、貴県におかれましても、このことを御了知いただくとともに、漁業者、関係漁業協同組合等に対し、適切な指導、助言等をよろしくお願いいたします。

3 水漁第 1966 号
令和 4 年 3 月 23 日

宮城県水産主務部長 殿

水産庁漁政部水産経営課長

令和 4 年福島県沖を震源とする地震による被害漁業者等に対する
資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について（依頼）

この度の福島県沖を震源とする地震により被害を受けた漁業者等に対する資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等の依頼を、別紙のとおり関係団体等に対し行ったところです。

つきましては、貴県におかれましても、このことを御了知いただくとともに、漁業者、関係漁業協同組合等に対し、適切な指導、助言等をよろしくお願いいたします。

3 水漁第 1966 号
令和 4 年 3 月 23 日

福島県水産主務部長 殿

水産庁漁政部水産経営課長

令和 4 年福島県沖を震源とする地震による被害漁業者等に対する
資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について（依頼）

この度の福島県沖を震源とする地震により被害を受けた漁業者等に対する資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等の依頼を、別紙のとおり関係団体等に対し行ったところです。

つきましては、貴県におかれましても、このことを御了知いただくとともに、漁業者、関係漁業協同組合等に対し、適切な指導、助言等をよろしくお願いいたします。

3 水漁第 1966 号
令和 4 年 3 月 23 日

全国漁業協同組合連合会代表理事会長 殿

水産庁漁政部水産経営課長

令和 4 年福島県沖を震源とする地震による被害漁業者等に対する
資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について（依頼）

漁業者等に対する融資につきましては、常々格段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の福島県沖を震源とする地震により被害を受けた漁業者等においては、漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、漁業者等の被害の実情、漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないように、窓口における親身な対応、適時適切な貸出、担保徴求の弾力化、既往債務についての償還猶予等の条件変更につきまして、引き続き被害漁業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、特段のご配慮をいただくとともに、貴連合会傘下融資機関に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしく願いいたします。

3 水漁第 1966 号
令和 4 年 3 月 23 日

全国漁業信用基金協会理事長 殿

水産庁漁政部水産経営課長

令和 4 年福島県沖を震源とする地震による被害漁業者等に対する
資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について（依頼）

漁業者等に対する保証業務につきましては、常々格段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の福島県沖を震源とする地震により被害を受けた漁業者等においては、漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、漁業者等の被害の実情、漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないように、窓口における親身な対応、適時適切な貸出、担保徴求の弾力化、既往債務についての償還猶予等の条件変更につきまして、引き続き被害漁業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、特段のご配慮をいただくとともに、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしく願いいたします。

3 水漁第 1966 号
令和 4 年 3 月 23 日

宮城県漁業信用基金協会理事長 殿

水産庁漁政部水産経営課長

令和 4 年福島県沖を震源とする地震による被害漁業者等に対する
資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について（依頼）

漁業者等に対する保証業務につきましては、常々格段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の福島県沖を震源とする地震により被害を受けた漁業者等においては、漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、漁業者等の被害の実情、漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないように、窓口における親身な対応、適時適切な貸出、担保徴求の弾力化、既往債務についての償還猶予等の条件変更につきまして、引き続き被害漁業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、特段のご配慮をいただくとともに、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしく願いいたします。

3 水漁第 1966 号
令和 4 年 3 月 23 日

全国遠洋沖合漁業信用基金協会理事長 殿

水産庁漁政部水産経営課長

令和 4 年福島県沖を震源とする地震による被害漁業者等に対する
資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について（依頼）

漁業者等に対する保証業務につきましては、常々格段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の福島県沖を震源とする地震により被害を受けた漁業者等においては、漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、漁業者等の被害の実情、漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないように、窓口における親身な対応、適時適切な貸出、担保徴求の弾力化、既往債務についての償還猶予等の条件変更につきまして、引き続き被害漁業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、特段のご配慮をいただくとともに、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしく願いいたします。